

# 那須烏山市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の申請について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、栃木県の要請・協力依頼に応じて休業にご協力いただいた事業者に対し、市としても県の支給する協力金に上乗せする形で市独自の協力金を支給します。

## ■ 支給対象者

令和2年4月17日以前から市内において次のいずれかの施設を運営しており、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、その施設を休業（食事提供施設がテイクアウト又はデリバリーのための業態に切り替えた場合も含む。）した事業者

- ア 栃木県の休止の要請（協力依頼も含む）の対象となっている施設
- イ 飲食業等の食事提供施設

【参考】支給対象となる施設の具体例（栃木県新型コロナウイルス感染防止協力金チラシより抜粋）

### 1 特措法による要請を行う施設

施設の種類の	内訳
①遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、場外車券売場、ライブハウス 等
②劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
③集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
④運動・遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場 等
⑤文教施設	学校（大学等を除く。）

### 2 特措法による要請を行う施設（床面積の合計が1000㎡以下の施設は協力依頼）

施設の種類の	内訳
①大学・学習塾等	大学・専修学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾 等
②博物館等	博物館、美術館、図書館
③商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
④ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（行楽を主目的とする宿泊に係る事業又は集会の用に供する部分に限る）

※ 飲食業等の食事提供施設については、自主的に休業した場合に本協力金の対象となります。

※ 施設の使用制限対象施設一覧については、県HP（<http://www.pref.tochigi.lg.jp/>）の「栃木県緊急事態措置（4月18日～5月6日）」の「対象施設一覧」を参照にしてください。

## ■ 支給要件及び支給額

上記の施設を4月29日（水）から5月6日（水）までの間休業した事業者に一律10万円を支給。  
 （【参考】県の協力金は4月21日（火）から5月6日（水）までの間休業した場合支給）

### 【県協力金と市協力金の支給イメージ】

#### ▼4月21日（火）～5月6日（水）休業

<b>【県協力金】</b> 10万円 + 10万円 + 10万円 （事業所賃借） （複数事業所賃借）	+	<b>【市協力金】</b> 10万円
--	---	-----------------------

#### ▼4月29日（水）～5月6日（水）休業

<b>【県協力金】</b> なし	<b>【市協力金】</b> 10万円
---------------------	-----------------------

## ■ 提出書類

### □ 申請書（那須烏山市新型コロナウイルス感染拡大防止協力金支給申請書兼請求書 別記様式第1号）

- ・市HP（「那須烏山市 協力金」で検索）で申請書様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、押印してください。
- ・申請書様式は、市役所烏山庁舎（商工観光課）の窓口、市役所南那須庁舎（玄関ホール）でも入手可能です。窓口等での入手も困難な方は郵送いたしますので、お問合せください。
- ・申請書様式は、申請書と請求書を兼ねており、加えて支給要件に合致することなどについて申請者に誓約していただくことになっています。記載の際は、誓約の内容をよくご確認ください。
- ・協力金の振込先口座は、申請者と同一名義のものとしてください。

### □ 添付書類 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の申請も行う方

1. 栃木県の協力金の申請に際し、県に提出した書類一式の写（又は、既に県の協力金の「支給に関する通知」を受領している場合であれば、その写のみで可）

#### [参考] 県協力金の必要書類

- 1 感染拡大防止協力金申請書
- 2 緊急事態措置以前から営業活動を行っていることがわかる書類  
(1) 営業活動を行っていることがわかる書類（写し）  
(2) 業種に係る営業に必要な許可等を全て取得していることがわかる書類（写し可）  
(3) 本人確認書類（写し可）
- 3 休業等の状況がわかる書類（写し可）
- 4 休業する事業所が賃借の場合は、賃貸借契約書等（写し）
- 5 誓約書
- 6 支払金口座振替依頼書

※このうち、市で確認する書類は2.(1)～(3)、3のみですので、それだけご提出いただいても結構です。引き抜くのがご面倒でしたら県に提出した書類一式をそっくりそのままコピーしてご提出ください。

### □ 添付書類 市の協力金のみ申請する方

1. 本人確認書類（個人の場合は事業主、法人の場合は代表者のもの）
  - ・運転免許証、パスポート、健康保険証等の書類の写し いずれか1点
2. 支給対象の施設を用いて事業を営んでいることが確認できる書類
  - ・営業許可証、確定申告書等の対象となる業種であることが分かる書類の写し いずれか1点
  - ※対象業種に係り税申告をしている方は省略可。ただし、市税の課税状況を調査しても確認できなかった場合、改めて申請者に書類の提出等を求めることもあります。
3. 休業していたことが確認できる書類
  - ・HP・SNSで行った休業期間の告知を印刷したもの、休業期間を告知した貼紙等を店頭に掲示したことを撮影した写真、利用者への休業期間を知らせる通知の写し等 いずれか1点

## ■ 申請方法

上記の提出書類を次の宛先に郵送してください。

[宛先] 〒321-0692

那須烏山市中央1-1-1 那須烏山市役所商工観光課「感染拡大防止協力金担当」行

※感染防止のため、原則として郵送での申請受付のみとさせていただきますが、やむを得ず持参する場合は、窓口での混雑を避けるため、事前に電話連絡の上、商工観光課へ来庁願います。

## ■ 申請受付期間

令和2年5月11日（月）～7月31日（金） ※当日消印有効

申請受付後、1か月程度で口座振込により協力金の支給を行います。

## ■ 協力金に関する問合せ先

那須烏山市商工観光課 商工振興グループ 電話番号：0287-83-1115

（県の協力金の申請に関する問合せ先は… 新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター TEL028-680-7145）